

2023年3月6日

株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1
金 下 建 設 株 式 会 社
取締役社長 金 下 昌 司

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kaneshita.co.jp/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「金下建設」または「コード」に当社証券コード「1897」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日(木曜日)午後1時
2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社 新棟 大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項
- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記(1頁)のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について＞

当社は2023年3月23日（木曜日）午後1時より、第72回定時株主総会の開催を予定しておりますが、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- 株主総会に出席する当社取締役、監査役及び運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- 会場受付にはアルコール消毒液、マスクを設置いたします。

2. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、健康状態や体調等をご留意のうえ、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ご出席の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付で検温をさせていただき、37.5℃以上の発熱があると認められる株主様、体調不良とお見受けされる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ご入場後、体調不良とお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがご声掛けをさせていただき、ご退出をお願いする場合がございます。
- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kaneshita.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以 上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス変異株による感染再拡大の影響がある中で、感染対策を徹底した上での行動制限緩和が進む等、社会経済活動正常化の動きも見られました。しかしながら、その一方では、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、原材料・エネルギー価格高騰に加え、為替の著しい変動の影響等、景気の先行きは、依然として不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移いたしました。民間設備投資に力強さが戻らず、また、建設資材の価格高騰が深刻になる中、建設技術者・労働者不足の問題も継続しており、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、前期からの繰越工事が増加したこと等により98億9千8百万円（前期比29.7%増）となり、利益面につきましては、売上高が増加したこと等により売上総利益が増加したことから、営業利益1億4千6百万円（前期は営業損失9千9百万円）、経常利益2億8千7百万円（前期比792.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億9千万円（前期比324.4%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高は107億4千7百万円（前期比32.7%増）となりました。売上高は、前期からの繰越工事が増加したこと等により、96億7千7百万円（前期比31.9%増）となり、売上総利益は売上高が増加したこと等により10億4千2百万円（前期比32.4%増）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	称
社会福祉法人北星会	社会福祉法人北星会 (仮称)特別養護老人ホーム与謝の園	移転新築計画
㈱関西ケーズデンキ	(仮称)ケーズデンキ長吉出戸店	新築工事
京都府	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター	建設工事(呑龍ポンプ場調整池)
学校法人京都産業大学	京都産業大学 (仮称)4号館	大規模リニューアル改修工事
国土交通省	大野油坂道路新塚原地区	他舗装他工事

主な完成工事

発注者	工事名	称
学校法人京都産業大学	京都産業大学 (仮称)新本館	新築工事
社会福祉法人成光苑	ライフ・ステージ	夢咲新築工事
社会福祉法人松光会	社会福祉法人松光会 (仮称)地域密着型総合福祉施設ふなおか	新築工事
国土交通省	桂川桂上野上流地区	河道掘削他工事
国土交通省	精華拡幅乾谷地区	舗装他工事

(製造・販売事業等)

主にアスファルト合材の販売で、売上高は2億2千1百万円(前期比25.3%減)となり、売上総利益は原材料価格が高騰したことにより、2千8百万円(前期比37.9%減)となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

(単位：百万円)

区分	受注工事高			売上高			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	
建設事業	土木工事	4,612	5,345	15.9%	3,907	5,564	42.4%
	建築工事	3,490	5,402	54.8	3,430	4,113	19.9
	計	8,102	10,747	32.7	7,337	9,677	31.9
製造・販売事業等	—	—	—	296	221	△25.3	
合計	8,102	10,747	32.7	7,633	9,898	29.7	

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3千8百万円であります。そのうち主なものは、工事用機械の取得等であります。

なお、所要資金は全額を自己資金でまかなっております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第69期 (2019年度)	第70期 (2020年度)	第71期 (2021年度)	第72期 (2022年度)
受 注 工 事 高	7,729	8,541	8,102	10,747
売 上 高	11,701	10,960	7,633	9,898
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	188	503	45	190
1株当たり当期純利益	68円75銭	225円14銭	20円82銭	88円35銭
総 資 産	22,977	19,991	19,983	19,991
純 資 産	19,573	17,199	17,102	17,254
1株当たり純資産額	7,031円46銭	7,821円33銭	7,779円53銭	7,849円16銭

(注) 第72期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第72期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない状況にあり、また、慢性的な労働者不足や建設資材価格の高騰による建設コスト上昇、これに伴った受注競争の激化等が懸念される中、競争力強化に向けた生産性の向上や多様な人材が活躍できる環境の充実が求められる状況になると思われまます。

このような状況の中、当社グループでは、社会・顧客からの信用を第一とし、経営環境の変化や不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができる健全な経営基盤を維持し、親切・丁寧なモノづくりを通じて、豊かな社会環境と安心して安全な生活空間を提供し続けるとともに、企業価値最大化を目指しコーポレートガバナンスの充実に全社一丸となって取り組んでまいります。

新型コロナウイルスを含む各種感染症の対策につきましては、従来から取り組んでいる最新情報の収集やテレワークの推進、WEBシステムの活用、衛生管理等の基本的な予防対策を徹底し、事業活動への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

建設事業につきましては、受注拡大と収益の向上に向け、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓や有望市場への営業活動を積極的に展開するとともに、技術力、コスト競争力の強化に努めてまいります。

また、業務の効率化、生産性の向上に向けた全社的なDXの推進と、多様な人材の確保・育成に向けたインターンシップ制度の積極的な活用、大学での企業特別講座の開催、社員教育・労働環境の充実にも、引き続き取り組んでまいります。

さらに、持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みも引き続き推進するとともに、新たな可能性を模索しながら事業領域の拡大に向けた活動にも取り組み、地域社会の活性化に寄与してまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売等

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都（京都市）、大阪（大阪市）、兵庫（豊岡市）
司建設株式会社	本社	京都市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
188名（増減無し）	46.8歳	19.4年

（注） 使用人数は就業員数であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- | | |
|-------------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 3,806,660株 |
| ③株主数 | 1,276名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	198	9.22
金下昌司	148	6.87
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ライト工業株式会社退職給付信託口)	116	5.39
株式会社みずほ銀行	99	4.64
株式会社京都銀行	99	4.64
金下建設従業員持株会	95	4.41
金下欣司	93	4.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	66	3.06
京都北都信用金庫	57	2.67
株式会社三菱UFJ銀行	55	2.58

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,650,779株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 下 昌 司	
取 締 役	荻 野 正 彦	専務執行役員管理部門統括 経営企画部長
取 締 役	井 上 芳 一	上席執行役員営業部門統括 営業本部長 兼 大阪支店長
取 締 役	芦 原 寿 彦	執行役員土木部門統括土木部長
取 締 役	中 西 康 博	執行役員建築部門統括建築部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所 代表社員
取 締 役	岡 野 勲	岡野税理士事務所所長 ステラケミファ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	上 原 正 夫	上原正夫税理士事務所所長
監 査 役	西 田 文 明	松宮税務会計事務所所属税理士

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏及び岡野 勲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の上原正夫氏及び西田文明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役三田昭彦氏、監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、税理士の資格を有しております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定いたしました。また、取締役会は当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容は、その決定方針と整合していることから、その決定方針に沿うものであると判断いたしております。

<決定方針>

当社は、取締役報酬について、社外取締役、社外監査役を主なメンバーとする独立委員会にて意見を聴取したうえで、株主総会の決議で決定された報酬限度額の範囲内で、役位と経営環境等を総合的に勘案して、代表取締役社長が取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定する。

なお、役員退職慰労金制度を採用しており、退職慰労金の基準については、「役員退職慰労金内規」に役位、在籍年数等に応じた退職慰労金支給基準を定め、その基準に基づいて算定し、退任時に株主総会の決議を経て、その具体的な金額、方法は取締役会の決議で決定する。

各報酬の割合は、全取締役について次のとおりとする。

基本報酬・退職慰労金：100%

(業績連動報酬等、非金銭報酬等は無し)

報酬の交付時期は次のとおりとする。

基本報酬については、毎月一定の時期に支払い、退職慰労金については、退任時に支払う。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	141,215千円 (5,630千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,280千円 (1,880千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4名)	154,495千円 (7,510千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額は、当事業年度における基本報酬の額及び役員退職慰労引当金の繰入額であり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。なお、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は27,580千円（取締役7名に対し26,540千円（うち社外取締役2名に対し230千円）、監査役3名に対し1,040千円（うち社外監査役2名に対し80千円））であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・取締役岡野 勲氏は、岡野税理士事務所の所長であります。なお、当社と岡野税理士事務所との間に特別な関係はありません。また、同氏は、ステラケミファ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社とステラケミファ株式会社との間につきましても特別な関係はありません。

- ・監査役上原正夫氏は、上原正夫税理士事務所の所長であります。なお、当社と上原正夫税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・監査役西田文明氏は、松宮税務会計事務所所属の税理士であります。なお、当社と松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 田中彰寿	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 岡野 勲	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	主な活動状況
監査役 上原正夫	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>
監査役 西田文明	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のものと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
 - ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めています。
 - ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
 - ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。
 - ・監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。
 - ・当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。
 - ・監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,726	流動負債	1,712
現金預金	6,423	工事未払金	1,053
有価証券	600	リース債務	2
受取手形・完成工事未収入金等	4,223	未払法人税等	99
未成工事支出金等	429	未成工事受入金	192
その他	52	完成工事補償引当金	34
貸倒引当金	△ 2	工事損失引当金	33
固定資産	8,265	その他	298
有形固定資産	1,701	固定負債	1,026
建物・構築物	386	リース債務	10
機械装置・運搬具	86	繰延税金負債	562
土地	1,218	役員退職慰労引当金	438
その他	11	その他	16
無形固定資産	7	負債合計	2,737
ソフトウェア	1	純資産の部	
その他	5	株主資本	15,400
投資その他の資産	6,557	資本金	1,000
投資有価証券	6,185	資本剰余金	2,147
長期貸付金	81	利益剰余金	17,151
その他	514	自己株式	△ 4,898
貸倒引当金	△ 223	その他の包括利益累計額	1,522
資産合計	19,991	その他有価証券評価差額金	1,522
		非支配株主持分	332
		純資産合計	17,254
		負債・純資産合計	19,991

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		9,898
売 上 原 価		8,828
売 上 総 利 益		1,070
販売費及び一般管理費		924
営 業 利 益		146
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	107	
不 動 産 賃 貸 料	37	
持分法による投資利益	3	
雑 収 入	14	160
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
不 動 産 賃 貸 原 価	15	
雑 支 出	4	19
経 常 利 益		287
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	2	
そ の 他	0	2
税金等調整前当期純利益		300
法人税、住民税及び事業税	95	
法人税等調整額	12	107
当 期 純 利 益		193
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		190

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	2,147	17,068	△ 4,898	15,318
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 108		△ 108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			190		190
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	83	△ 0	82
当 期 末 残 高	1,000	2,147	17,151	△ 4,898	15,400

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,455	1,455	329	17,102
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				190
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	67	67	2	69
当 期 変 動 額 合 計	67	67	2	151
当 期 末 残 高	1,522	1,522	332	17,254

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	司建設(株)、(株)和田組

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 PFI舞鶴常団地(株)
-----------	---

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	2社
持分法適用の関連会社の名称	宮津太陽光発電(同) 丹後太陽光発電(同)

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 PFI舞鶴常団地(株)
----------------------	---

持分法を適用していない関連会社の名称

(株)金下工務店、サンキ工業(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（建設事業）

当社グループの主要な事業である建設事業においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

（製造・販売事業等）

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売等を行っております。これらの販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準、その他の工事については、工事完成基準を適用しておりましたが、少額な工事を除き履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法によっております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識される完成工事高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 7,246百万円
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌連結会計年度以降の業績に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

投資有価証券 6百万円

上記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,916百万円

- (3) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1百万円であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 33百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額 (百万円)
京 都 府 舞 鶴 市	遊 休 資 産	土 地	2

当社グループは、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記土地については、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普 通 株 式	3,806,660	—	—	3,806,660

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普 通 株 式	1,650,630	149	—	1,650,779

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

・単元未満株式の買取りによる増加 149株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2022年3月23日開催の第71回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 108百万円
 ・1株当たり配当額 50円
 ・基準日 2021年12月31日
 ・効力発生日 2022年3月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月23日開催予定の第72回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 108百万円
 ・配当の原資 利益剰余金
 ・1株当たり配当額 50円
 ・基準日 2022年12月31日
 ・効力発生日 2023年3月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,813	3,721	△92
② その他有価証券	2,950	2,950	—
(2) 長期貸付金	81		
貸倒引当金(※2)	△ 5		
	76	76	△ 0
資 産 計	6,838	6,746	△92

(※1) 「現金預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」「工事未払金」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない「非上場株式」は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	22

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,901	—	—	2,901
投資信託	—	49	—	49
資 産 計	2,901	49	—	2,950

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	3,721	—	3,721
長期貸付金	—	76	—	76
資 産 計	—	3,796	—	3,796

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

社債及び投資信託は取引金融機関より提示された価格を用いて評価しております。

社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

・長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間毎に分類し、与信管理上の信用リスク区分毎に、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）（単位：百万円）

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	建 設 事 業	製 造 ・ 販 売 事 業 等	
官民別内訳			
官公庁	5,387	6	5,393
民間	4,290	214	4,505
顧客との契約から生じる収益	9,677	221	9,898
外部顧客への売上	9,677	221	9,898
収益認識の時期			
一時点で移転される財	2,431	221	2,652
一定期間にわたり移転される財	7,246	—	7,246
顧客との契約から生じる収益	9,677	221	9,898
外部顧客への売上高	9,677	221	9,898

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	412
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,265
契約資産（期首残高）	2,257
契約資産（期末残高）	2,958
契約負債（期首残高）	365
契約負債（期末残高）	192

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの未成工事受入金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。
また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

②残存履行業務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行業務は、2022年12月31日時点で7,186百万円であり、期末日後概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	7,849円16銭
② 1株当たり当期純利益	88円35銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,121	流動負債	1,638
現金預金	5,996	工事未払金	1,031
受取手形	18	リース債務	2
有価証券	600	未払金	99
完成工事未収入金	4,021	未払費用	135
兼業事業未収入金	32	未払法人税等	95
未成工事支出金	377	未成工事受入金	171
材料貯蔵品	26	預り金	39
その他	52	完成工事補償引当金	33
貸倒引当金	△ 1	工事損失引当金	33
固定資産	8,249	固定負債	1,028
有形固定資産	1,659	リース債務	10
建築物	355	繰延税金負債	565
構築物	28	役員退職慰労引当金	437
機械装置	58	その他	16
車輛運搬具	29	負債合計	2,665
工具器具・備品	11	純資産の部	
土地	1,179	株主資本	15,183
無形固定資産	6	資本金	1,000
ソフトウェア	1	資本剰余金	2,121
その他	5	資本準備金	2,121
投資その他の資産	6,584	利益剰余金	16,960
投資有価証券	6,164	利益準備金	250
関係会社株式	32	その他利益剰余金	16,710
出資金	33	別途積立金	14,700
関係会社出資金	204	繰越利益剰余金	2,010
長期貸付金	81	自己株式	△ 4,898
保険積立金	69	評価・換算差額等	1,522
その他	224	その他有価証券評価差額金	1,522
貸倒引当金	△ 221	純資産合計	16,705
資産合計	19,370	負債・純資産合計	19,370

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	9,241	
兼業事業売上高	221	9,462
売 上 原 価		
完成工事原価	8,256	
兼業事業売上原価	193	8,449
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	984	
兼業事業総利益	28	1,013
販売費及び一般管理費		880
営業利益		133
営業外収益		
受取利息配当金	107	
不動産賃貸料	38	
雑収入	16	161
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸原価	15	
雑支出	4	19
経常利益		274
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
固定資産除却損失	0	
減損損失	2	2
税引前当期純利益		287
法人税、住民税及び事業税	90	
法人税等調整額	12	102
当期純利益		185

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	1,933	16,883
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△ 108	△ 108
当 期 純 利 益						185	185
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	77	77
当 期 末 残 高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	2,010	16,960

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 4,898	15,106	1,455	1,455	16,561
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 108			△ 108
当 期 純 利 益		185			185
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			67	67	67
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	77	67	67	144
当 期 末 残 高	△ 4,898	15,183	1,522	1,522	16,705

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

- ③ 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(建設事業)

当社の主要な事業である建設事業においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

(製造・販売事業等)

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売等を行っております。これらの販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準、その他の工事については、工事完成基準を適用しておりましたが、少額な工事を除き履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは原価比例法によっております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

この結果、当事業年度計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 7,061百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 6百万円

上記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,850百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 9百万円

長期金銭債権 13百万円

短期金銭債務 54百万円

(4) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1百万円であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	65百万円
② 仕入高	427百万円
③ 営業取引以外の取引高	16百万円

(2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 33百万円

(3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
京 都 府 舞 鶴 市	遊 休 資 産	土 地	2

当社は、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記土地については、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定していません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,650,630	149	—	1,650,779

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

・単元未満株式の買取りによる増加 149株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	18百万円
貸倒引当金	68百万円
減損損失	188百万円
完成工事補償引当金	10百万円
工事損失引当金	10百万円
役員退職慰労引当金	134百万円
その他	13百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	441百万円
評価性引当額	△393百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	47百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△613百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△613百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△565百万円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	7,748円49銭
② 1株当たり当期純利益	85円95銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本良治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本良治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾崎史佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 上 原 正 夫 ㊟

社外監査役 西 田 文 明 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額107,794,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かね した しょう じ 金 下 昌 司 (1964年3月31日生)	1989年4月 当社入社 1990年3月 当社取締役 1991年3月 当社専務取締役 2003年3月 当社取締役副社長品質・環境・安全マネジメント担当 2004年3月 当社取締役副社長経営・企画担当 2006年3月 当社代表取締役社長（現任）	148, 111株
	<p>選任の理由</p> <p>金下昌司氏を取締役候補者とする理由は、2006年3月から代表取締役社長を務め、強いリーダーシップをもって当社グループの企業価値向上に資する経営課題に着実に取り組んでおり、上記の経歴に基づく豊富な業務経験と見識を生かして今後も取締役として当社の経営を担うことができると判断したためであります。</p>		
2	いの うえ よし かず 井 上 芳 一 (1970年4月3日生)	1993年4月 当社入社 2011年4月 当社京都支店営業部長 2013年1月 当社京都支店副支店長 2014年3月 当社大阪支店長 2015年4月 当社執行役員大阪支店長 2017年3月 当社取締役上席執行役員営業部門統括営業本部長兼大阪支店長（現任）	600株
	<p>選任の理由</p> <p>井上芳一氏を取締役候補者とする理由は、上記の経歴に基づく豊富な業務経験と見識を生かして今後も取締役として当社の経営を担うことができると判断したためであります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	あしはらとしひこ 芦原寿彦 (1965年8月29日生)	1988年4月 当社入社 2015年4月 当社土木部工務部長 2017年3月 当社取締役執行役員土木部門 統括土木部長(現任)	1,600株
	選任の理由 芦原寿彦氏を取締役候補者とする理由は、上記の経歴に基づく豊富な業務経験と見識を生かして今後も取締役として当社の経営を担うことができると判断したためであります。		
4	なかにしやすひろ 中西康博 (1957年12月3日生)	1976年3月 株式会社ミラノ工務店入社 2008年8月 当社入社 2013年10月 当社建築部積算部長 2019年3月 当社取締役執行役員建築部門 統括建築部長(現任)	300株
	選任の理由 中西康博氏を取締役候補者とする理由は、上記の経歴に基づく豊富な業務経験と見識を生かして今後も取締役として当社の経営を担うことができると判断したためであります。		
5	たなかあきとし 田中彰寿 (1950年3月26日生)	1975年4月 弁護士登録 1979年9月 田中法律事務所(現弁護士法人田中彰寿法律事務所)設立 代表社員(現任) 2005年4月 2005年度京都弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 2006年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員	—
	選任の理由 田中彰寿氏を社外取締役候補者とする理由は、弁護士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	おかの 岡野 勲 (1942年4月4日生)	2000年8月 税理士登録 岡野税理士事務所設立所長 (現任) 2016年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 岡野税理士事務所所長 ステラケミファ株式会社社外取締役(監 査等委員)	—
	選任の理由 岡野 勲氏を社外取締役候補者とする理由は、税理士としての専門知識及び経験を 当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督によ り、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため であります。		
7	※ かね した かず し 金下和司 (1993年11月25日生)	2020年11月 当社入社 当社総務部勤務(現任)	20,000株
	選任の理由 金下和司氏を取締役候補者とする理由は、会社全体を総括する総務部において業 務を遂行する傍ら、自主性と行動力をもって、設計業務、営業業務に携わる等、 幅広い業務経験もあり、また、リーダーシップをもって企業価値向上に取り組ん でいることから、取締役として当社の経営を担うことができると判断したため であります。		
8	※ いま いかなこ 今井賀南子 (1975年11月12日生)	2000年4月 着付け教室 和道教室 はな ごころも設立主宰 2011年10月 同教室主宰退任 2011年12月 株式会社三洋商事入社 2014年5月 同社コーポレート室長 2017年5月 同社専務取締役 2019年5月 同社代表取締役専務(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三洋商事代表取締役専務	—
	選任の理由 今井賀南子氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の経歴に基づく経営者とし ての経験と見識及び幅広い人脈を当社の経営に反映していただくことや、社外の 客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いた だけるものと判断したためであります。		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中彰寿氏、岡野 勲氏及び今井賀南子氏は社外取締役候補者であります。

4. (1) 田中彰寿氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって17年となります。
(2) 岡野 勲氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 当社と田中彰寿氏及び岡野 勲氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、今井賀南子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。
各取締役候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、田中彰寿氏及び岡野 勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、今井賀南子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役上原正夫氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
うえ ほん まさ お 上原正夫 (1947年3月23日生)	2006年8月 税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長(現任) 2019年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 上原正夫税理士事務所所長	400株
<p>選任の理由</p> <p>上原正夫氏を社外監査役候補者とする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p>		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上原正夫氏は社外監査役候補者であります。
3. 上原正夫氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 当社と上原正夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。
上原正夫氏は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、上原正夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
すずき しんじ 鈴木 真二 (1956年4月2日生)	2017年8月 税理士登録 鈴木真二税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木真二税理士事務所所長	—
<p>選任の理由</p> <p>鈴木真二氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木真二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。
- 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合、同氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます荻野正彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って、独立委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告11頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

ふ 氏	り の	が まさ	な ひこ	略 歴
おぎ 荻	野	正	彦	2013年3月 当社取締役（現任）

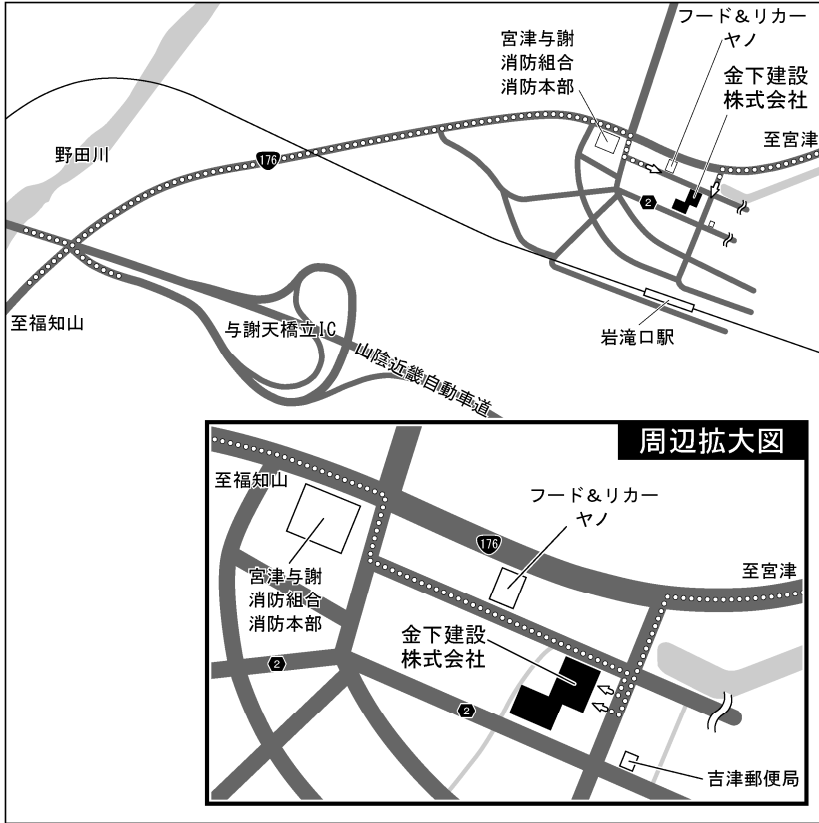
以 上

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：京都府宮津市字須津471番地の1
当社 新棟 大会議室



交通 車でお越しの場合

山陰近畿自動車道 与謝天橋立 I C から車で約 7 分
会場隣接駐車場がございます。

電車でお越しの場合

京都丹後鉄道「岩滝口駅」下車 徒歩約 3 分